

令和2年度鮭川村住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 村長は、住宅等のリフォーム等工事又は耐震改修工事を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、既存住宅の居住環境の質の向上及び住宅投資の波及効果による経済の活性化を目的とするため、鮭川村補助金等の適正化に関する規則に定めるところにより補助金の交付について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 鮭川村内に存する住宅で、自らが所有し、かつ、自らが居住する建築物をいう。
- (2) 空き家 事業、貸付け及び居住を目的とした使用がなされていない建築物（新築後に当該建築物での居住の実態が全くないもの及び賃貸用のものを除く。）であって、次のいずれかにより取得し、又は賃借し、かつ、自らが居住することとなるものをいう。
 - イ 売買（平成31年4月1日以降に成立し、買主が個人であるものに限る。）
 - ロ 贈与（平成31年4月1日以降に成立し、受贈者が個人であるものに限る。）
 - ハ 相続（平成29年4月1日以降に相続したものに限る。）
 - ニ 賃貸借（平成31年4月1日以降に成立し、賃借人が個人であるものに限る。）
- (3) 住宅等 住宅、空き家並びにそれらに付属する車庫、物置、門、塀等の建築物及び建築設備をいう。
- (4) リフォーム等工事 別表第1から別表第8までに掲げる工事及び次のいずれかに該当する工事であって次条に定める要件に該当するものをいう。
 - イ 住宅等の機能又は性能の維持又は向上を図るため、住宅等の全部又は一部の修繕、補修、補強、模様替え、更新（取替え）等を行う工事
 - ロ 住宅等に増築する工事（増築部分のみで独立した住宅の機能を有するものを増築する工事を除く。）
- (5) 耐震改修 耐震診断の結果に基づき、住宅の評点を上げる改修工事（ただし、耐震診断により上部構造評点が0.7未満の場合、耐震改修後の上部構造評点が0.7以上、耐震診断の上部構造評点が0.7以上1.0未満の場合は上部構造評点が1.0以上となるものに限る。）をいう。
- (6) リフォーム等耐震改修工事 リフォーム等工事及び耐震改修をいう。
- (7) 県産木材 やまがた県産木材利用センターが実施する「やまがたの木」認証制度等により産地証明された木材（「やまがた県産材集成材を含む。」）及び認証された合板をいう。
- (8) 村内業者 鮭川村内に所在地を有する個人事業者又は鮭川村内に本店もしくは主たる営業所等を有する法人事業者。
- (9) 村外業者 前号以外の山形県内に所在地を有する個人事業者又は山形県内に本店もしくは主たる営業所等を有する法人事業者。
- (10) 耐震診断 昭和56年5月31日以前に着工された木造の住宅で、建築士が住宅の耐震性能を木造住宅一般診断法又は精密診断法（平成18年国土交通省告示第184号（以下

「国土交通省告示」という。)に基づく方法)により調査、診断することをいう。

- (11) 評点0.7又は評点1.0 国土交通省告示において「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある」と定められた住宅の耐震指標をいう。
- (12) 農業集落排水工事 リフォーム等工事の内、別表8に掲げる工事をいう。
- (13) 三世帯世帯 世帯主との続柄が、祖父母、世帯主の父母(又は世帯主の配偶者の父母)、世帯主(又は世帯主の配偶者)、子(又は子の配偶者)及び孫の直系世代のうち、3以上の世代が同居している世帯であって、平成14年4月2日以降に出生した世帯員がいる世帯をいう。
- (14) 移住世帯 平成31年4月1日以降に山形県外から村内に住み替えた又は平成23年3月11日に東日本大震災の被災地(岩手、宮城及び福島各県に限る。)に居住しており、平成31年3月31日までの間に村内に住み替え、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条第1項の規定による転入届を村へ提出した世帯員がいる世帯をいう。また、平成31年4月1日以降に鮭川村外から村内に住み替え、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条第1項の規定による転入届を村へ提出した世帯をいう。
- (15) 近居世帯 平成31年4月1日以降に親世帯と子世帯(平成14年4月2日以降に出生した世帯員がいる世帯に限る。以下同じ。)の居所が新たに近居区域(親世帯と子世帯の居所の直線距離が2km以下である区域、又は、親世帯と子世帯の居所が同一小学校の通学区域内である区域)内になった世帯をいう。(既に親世帯と子世帯の居所が近居区域内にある場合を除く。)
- (16) 新婚世帯 婚姻した日から1年以内である世帯をいう。
- (17) 多子世帯 平成14年4月2日以降に出生した世帯員が3人以上おり、当該世帯員及び当該世帯員との続柄が父母又は祖父母の世帯員から構成される世帯をいう。

(交付の対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に適合するものでなければならない。

- (1) リフォーム等耐震改修工事を行う者。
- (2) 本村に住所を有する者。
- (3) 住宅のリフォーム等耐震改修工事の実施にあたり、村内業者及び村外業者と工事請負契約をする者。
- (4) 補助金申請年度の3月31日まで、完了報告書を提出できる者。
- (5) 村税(国民健康保険税、各種使用料を含む)等に滞納がない世帯。
- (6) 村が実施する他の制度による補助を受けていない者。

(交付対象工事)

第4条 事業の交付対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、次の各号いずれにも該当するものとする。

- (1) 別表第1から別表第5(ただし、三世帯世帯にあつては別表第1から別表第6までとし、農業集落排水工事にあつては別表8とする。)に定める基準点の合計が10点以上となる工事を含むリフォーム等工事であること。ただし、リフォーム等工事に要する費用の総額が50万円未満の場合は、基準点の合計が5点以上であればよいものとする。
- (2) 村内業者及び村外業者と請負契約を締結し、リフォーム等耐震改修工事を施工するものであること。

2 前項にかかわらず、耐震改修の補助対象工事は、村内業者及び村外業者と請負契約を締結し、別表第7に掲げる工事を施工するものであること。

(交付対象住宅)

第5条 補助金交付の対象となる住宅は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 住宅及び住宅等

(2) マンション等の共同建ての住宅及び長屋建ての住宅（ただし、居住の用に供する専有部分を交付対象とする。）

(3) 併用住宅（ただし、住宅部分のみを交付対象とする。）

(補助金額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる額とし、補助金の額の算定に当たっては、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(1) 村内業者が別表第1から別表第5までに掲げる工事を実施する場合は、リフォーム等工事に要する費用に20%を乗じて得た額又は、22万円（ただし、県産木材を3㎡以上使用する場合又は空き家（売買により取得した空き家にあつては、平成31年4月1日以降に中古住宅診断を受けた空き家に限る。）のリフォームを行なう場合は40万円）のいずれか低い額

(2) 村外業者が別表第1から別表第5までに掲げる工事を実施する場合は、リフォーム等工事に要する費用に10%を乗じて得た額又は、12万円（ただし、県産木材を3㎡以上使用する場合又は空き家（売買により取得した空き家にあつては、平成31年4月1日以降に中古住宅診断を受けた空き家に限る。）のリフォームを行なう場合は30万円）のいずれか低い額

(3) 前2号の規定にかかわらず、別表第7に掲げる工事を実施する場合は、耐震改修に要する費用に25%を乗じて得た額又は60万円のいずれか低い額

(4) 耐震改修に係る工事と合わせて別表第2から別表第5までに掲げるリフォーム等工事を実施する場合は、リフォーム等耐震改修工事に要する費用から耐震改修に要する費用を差し引いた額に20%を乗じて得た額又は、30万円（ただし、県産木材を3㎡以上使用の場合は40万円）のいずれか低い額

2 前項の規定にかかわらず、リフォーム等工事が三世帯世帯、移住世帯、近居世帯、新婚世帯又は多子世帯により行われるもの（ただし、三世帯世帯については別表第2、第3又は別表第6に掲げる工事のみで第4条第1号に規定する点数を満たす場合に限る。）である場合には、同項第1号中「20%」を「40%」に、「22万円」を「50万円」に、「40万円」を「60万円」及び同項第2号中「10%」を「20%」に、「12万円」を「30万円」に、「30万円」を「40万円」に読み替えて適用する。また、リフォーム等工事が移住世帯かつ新婚世帯もしくは、移住世帯かつ多子世帯により行われるものである場合には、同項第1号中「20%」を「50%」に、「22万円」を「60万円」に、「40万円」を「70万円」及び同項第2号中「10%」を「30%」に、「12万円」を「40万円」に、「30万円」を「50万円」に読み替えて適用する。

3 村内業者及び村外業者が別表8に掲げる農業集落排水工事を実施する場合は20万円を上限とした額とし、第4条に掲げるリフォーム等工事と併せて農業集落排水工事を実施する場合は、前2項の規定による補助金の額に20万円を加えて得た額。

4 第1項から第3項のリフォーム等工事に要する費用には、工事に附随する設計及び工

事監理に要する経費並びに消費税及び地方消費税を含めることができる。

- 5 補助金の交付は、令和2年4月1日以降に着手され、令和3年3月31日までに竣工する補助対象工事を行う住宅1戸につき、1回に限るものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、リフォーム等工事に着手する前に、鮭川村住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) リフォーム等耐震改修工事の見積書の写し
- (2) リフォーム等耐震改修工事の図面の写し
- (3) 着工前カラー写真
- (4) 税及び料等に関する証明書（様式第2号）
- (5) 工事点数の算出表（様式第3号）
- (6) 建築工事契約書の写し
- (7) 耐震改修 昭和56年5月31日以前に着工されたことが分かる書類（建築確認済証、完了検査済証、建物登記簿、権利証、固定資産税課税台帳兼名寄帳等いずれかの写し）及び現況と耐震改修計画の上部構造評点が分かる書類
- (8) 三世帯世帯 住民票（謄本）の写し又は母子手帳の写し
- (9) 移住世帯 住民票の写し
- (10) 近居世帯 親世帯及び子世帯の住民票及び戸籍謄本の写し、双方の住宅の位置と距離を図示した地図
- (11) 新婚世帯 戸籍謄本の写し（法律婚）又は住民票の写し（事実婚）
- (12) 多子世帯 住民票の写し
- (13) その他村長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 村長は、前条に規定する申請書を受理した時は、その内容を審査し、適正と認められる場合は、補助金の交付を決定し、その旨を鮭川村住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第9条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた後に申請内容を変更する又は申請を取下げるときは、鮭川村住宅リフォーム総合支援事業費補助金変更（取下げ）承認申請書（様式第5号）により、あらかじめ村長の承認を受けなければならない。

- 2 村長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、申請内容の変更又は取下げが認められたときは、鮭川村住宅リフォーム総合支援事業費補助金変更（取下げ）承認通知書（様式第6号）により交付対象者に通知するものとする。

(完了報告書)

第10条 交付対象者は、リフォーム等耐震改修工事が完了したときは、速やかに鮭川村住宅リフォーム総合支援事業建築工事完了報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) リフォーム等耐震改修工事に要した費用に係る領収書の写し
- (2) リフォーム等耐震改修工事の施工写真（工事中及び工事完了後）
- (3) 耐震改修の場合 耐震改修後の耐震診断に基づく上部構造評点が分かる書類

(4) その他村長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第11条 村長は、前条の規定による報告があったときは、報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告を適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、鮭川村住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付額確定通知書（様式第8号）により交付対象者に通知する。

(補助金額の請求)

第12条 交付対象者は、前条の規定による補助金額の確定の通知を受けたときは、速やかに鮭川村住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付請求書（様式第9号）を村長に提出しなければならない。

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第13条 村長は、交付対象者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他村長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された交付対象者が、既に補助金の交付を受けているときは、村長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1

工事内容	基準点
1-1 住宅の既存部分にある壁（幅90cm以上のものに限る）を筋かいや構造用合板等で補強する工事	10点/箇所
1-2 住宅の屋根又は2階以上の部分の重量を軽減する工事	10点/箇所
1-3 住宅内に耐震シェルターや防災ベッド等を設置する工事	10点/箇所
1-4 主要構造部の柱を補強する工事又は柱を増設する工事	10点/箇所
1-5 基礎の強度を上げる工事	10点/箇所
1-6 柱、梁、筋交の接合金物を増設する工事	5点/箇所

別表第2

工事内容	基準点
2-1 やまがた健康住宅の認証を受けた改修工事	10点/工事
2-2 外部に面する住宅の開口部の断熱性を高める二重建具、複層ガラス入り建具又は複層ガラス等を設置する工事	5点/箇所
2-3 熱交換換気システムを設置する工事	4点/箇所
2-4 住宅の既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に断熱材を使用する工事	2点/m ²
2-5 浴室、脱衣所、トイレ、廊下のいずれかに設備工事を伴う暖房器具を設置する工事	10点/箇所

別表第3

工事内容	基準点
3-1 住宅内の廊下又は出入口の幅を拡張する工事	10点/m ²
3-2 勾配の緩い階段に交換又は改良する工事	10点/箇所
3-3 浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの (1)浴室の床面積を増加させる工事 (2)浴槽のまたぎ高さを低くする工事 (3)固定式の移乗台、踏み台その他の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事 (4)身体の洗浄を容易にする水洗器具を設置し又は同器具に取り替える工事	10点/m ² 10点/箇所 2点/箇所 3点/箇所
3-4 便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの (1)便所の床面積を増加させる工事 (2)便器を座便式のものに取り替える工事 (3)座便式の便器の座高を高くする工事	10点/m ² 10点/箇所 10点/箇所
3-5 居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事 (1)長さが100cm以上の手すりを取り付けるもの (2)長さが100cm未満の手すりを取り付けるもの	2点/m 2点/箇所
3-6 居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む）	

(1)勝手口その他家屋に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口の段差解消又は段差を小さくするもの (2) (1)以外の部分の段差を解消するもの	10点/m ² 5点/m ² 又は 2点/箇所
3-7 住宅の出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの (1)開戸を引戸、折戸等に取り替える工事 (2)開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事 (3)戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事 ア 戸に開閉のための動力装置を設置するもの イ 戸を吊戸方式に変更するもの ウ ア及びイ以外のもの	5点/箇所 1点/箇所 10点/箇所 5点/箇所 2点/箇所
3-8 居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事	1点/m ²
3-9 エレベーターや階段用昇降装置の設置工事	10点/箇所

別表第4

工事内容	基準点
住宅に県産木材を使用した工事	2.5点/0.1m ³

別表第5

工事内容	基準点
5-1 住宅の屋根の雪下ろし作業の安全性を確保する工事であって、次のいずれかに該当するもの (1)雪下ろし作業用命綱（安全带）を固定するための金具を取り付ける工事 (2)雪止めを設置又は取り替える工事 (3)固定式ハシゴを設置又は取り替える工事	2.5点/箇所 5m未満は 5点/箇所, 5m以上は 10点/箇所 1階分につき 5点
5-2 住宅の屋根の雪を落ちやすくするため屋根を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの (1)屋根の勾配を大きくする工事 (2)屋根が滑りやすい屋根材に改良する工事 (3)屋根に雪割板を設置する工事	10点/箇所 10点/箇所 10点/箇所
5-3 住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事	10点/箇所

別表第 6

工事内容	基準点
6-1 居室の床面積の合計がリフォーム工事着手前と比べ10㎡以上増加する工事	1点/㎡
6-2 便所、浴室、脱衣所、洗面所又は台所を 1 か所以上増設する工事	10点/箇所

別表第 7

工事内容	基準点
7 耐震診断の結果に基づき、住宅の評点を上げる改修工事であって、次のいずれかに該当するもの	
(1) 上部構造評点が0.7未満の場合、耐震改修後の上部構造評点が0.7以上となるもの。	10点/箇所
(2) 上部構造評点が0.7以上1.0未満の場合は上部構造評点が1.0以上となるもの。	10点/箇所

別表第 8

工事内容	基準点
8-1 汲み取りし尿槽又は、単独浄化槽・合併浄化槽から農業集落排水施設へ新規接続する工事	10点/基

3 添付書類

- 建築工事見積書
- 建設工事図面又は計画書
- 着工前カラー写真
- 税及び料等に関する証明書
- 工事点数の算出表
- 建築工事契約書の写し
- 耐震改修 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたことが分かる書類及び現況と耐震改修計画の上部構造評点が分かる書類
- 三世帯世帯 住民票（謄本）の写し又は母子手帳の写し（出産予定日が確認できる場合）等
- 移住世帯 住民票の写し等
- 近居世帯 親世帯及び子世帯の住民票及び戸籍謄本の写し、双方の住宅の位置と距離を図示した地図
- 新婚世帯 戸籍謄本の写し（法律婚の場合）又は住民票の写し（事実婚の場合）等
- 多子世帯 住民票の写し等

- 4 他の補助制度との併用 他の補助制度との併用はありません。

証 明 書

私及びその世帯員における下記納めるべき税・料等に関する納付状況について、未納はありません。

種 別	項 目
税	村税
税	国民健康保険税（料）
料	介護保険料
料	後期高齢者医療保険料
料	保育料
料	水道料
料	農業集落排水使用料
償還金	各種基金貸付償還金

なお、上記証明書を確認するにあたり、関係機関に照会することに同意します。

年 月 日

住 所
氏 名

印

様式第3号(第7条関係)

令和2年度鮭川村住宅リフォーム総合支援事業 工事基準点算出表(チェックリスト)

区分	番号	工事内容	基準点	数量	工事点
減災・ 部分補強	1-1	住宅の既存部分の壁(幅90cm以上のものに限る)を筋かい等で補強する工事	10点/箇所	箇所	点
	1-2	住宅の屋根又は2階以上の部分の重量を軽減する工事	10点/箇所	箇所	点
	1-3	住宅内に耐震シェルターや防災ベッド等を設置する工事	10点/箇所	箇所	点
	1-4	主要構造部の柱を補強する工事または柱を増設する工事	10点/箇所	箇所	点
	1-5	基礎の強度を上げる工事	10点/箇所	箇所	点
	1-6	柱、梁、筋交いの接合金物を増設する工事	5点/箇所	箇所	点
寒さ対策・ 断熱化	2-1	やまがた健康住宅の認証を受けた改修工事	10点/工事	工事	点
	2-2	外部に面する住宅の開口部の断熱性を高める二重建具、複層ガラス入り建具又は複層ガラス等を設置する工事	5点/箇所	箇所	点
	2-3	熱交換換気システムを設置する工事	4点/箇所	箇所	点
	2-4	住宅の既存部分の外気に接する外壁、天井、床等に断熱材を使用する工事	2点/m ²	m ²	点
	2-5	浴室、脱衣所、トイレ、廊下のいずれかに設備工事を伴う暖房器具を設置する工事	10点/箇所	箇所	点
バリアフリー	3-1	住宅内の廊下又は出入口の幅を拡張する工事	10点/m ²	m ²	点
	3-2	勾配の緩い階段に交換又は改良する工事	10点/箇所	箇所	点
	3-3	浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当する工事			
	(1)	浴室の床面積を増加させる工事	10点/m ²	m ²	点
	(2)	浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事	10点/箇所	箇所	点
	(3)	固定式の移乗台、踏み台その他の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事	2点/箇所	箇所	点
	(4)	身体洗浄を容易にする水洗器具の設置又は同器具に取替える工事	3点/箇所	箇所	点
	3-4	便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの			
	(1)	便所の床面積を増加させる工事	10点/m ²	m ²	点
	(2)	便器を座便式のものに取り替える工事	10点/箇所	箇所	点
	(3)	座便式の便器の座高を高くする工事	10点/箇所	箇所	点
	3-5	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事			
	(1)	長さ100cm以上の手すりを取り付けるもの	2点/m	m	点
	(2)	長さ100cm未満の手すりを取り付けるもの	2点/箇所	箇所	点
	3-6	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事(勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む)			
(1)	勝手口その他家屋に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口の段差解消又は段差を小さくするもの	10点/m ²	m ²	点	
(2)	(1)以外の部分の段差を解消するもの	5点/m ² 又は 2点/箇所	m ² 箇所	点 点	
3-7	住宅の出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの				
(1)	開戸を引戸、折戸等に取り替える工事	5点/箇所	箇所	点	

	(2)	開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事	1点/箇所	箇所	点
	(3)	戸の戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事			
	ア	戸に開閉のための動力装置を設置するもの	10点/箇所	箇所	点
	イ	戸を吊戸方式に変更するもの	5点/箇所	箇所	点
	ウ	ア及びイ以外のもの	2点/箇所	箇所	点
	3-8	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事	1点/m ²	m ²	点
	3-9	エレベーターや階段用昇降設備の設置工事	10点/箇所	箇所	点
県産材	4	住宅に県産木材を使用した工事	2.5点/0.1m ³	m ³	点
克雪化	5-1	住宅の屋根の雪下ろし作業の安全性を確保する工事であって、次のいずれかに該当するもの			
	(1)	雪下ろし作業用命綱(安全带)を固定するための金具を取り付ける工事	2.5点/箇所	箇所	点
	(2)	雪止めを設置又は取り替える工事	5点/箇所 又は 10点/箇所	箇所	点
	(3)	固定式ハンゴを設置又は取り替える工事	5点/階	階	点
	5-2	住宅の屋根の雪を落ちやすくするため屋根を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの			
	(1)	屋根の勾配を大きくする工事	10点/箇所	箇所	点
	(2)	雪が滑りやすい屋根材に改良する工事	10点/箇所	箇所	点
	(3)	屋根に雪割板を設置する工事	10点/箇所	箇所	点
	5-3	住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事	10点/箇所	箇所	点
増築	6-1	居室の床面積の合計がリフォーム工事着手前と比べ10m ² 以上増加する工事	1点/m ²	m ²	点
	6-2	便所、浴室、脱衣所、洗面所又は台所を1か所以上増設する工事	10点/箇所	箇所	点
耐震改修	7	耐震診断の結果に基づき、住宅の評点を上げる改修工事であって、次のいずれかに該当するもの			
	(1)	上部構造評点が0.7未満の場合、上部構造評点が0.7以上となるもの	10点/戸	戸	点
	(2)	上部構造評点が0.7以上1.0未満の場合、上部構造評点が1.0以上となるもの	10点/戸	戸	点
排水 農業 集落 工事	8-1	汲み取りし尿槽又は、単独浄化槽・合併浄化槽から農業集落排水施設へ新規接続する工事	10点/基	基	点

第 年 月 日 号

申請者

住所

氏名

様

鮭川村長

印

令和2年度鮭川村住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和2年度鮭川村住宅リフォーム総合支援事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 交付決定額

円

2 交付の条件

- (1) 申請内容に基づき工事を行うこと。
- (2) 内容を変更し、又は取り下げようとするときは、令和2年度鮭川村住宅リフォーム総合支援事業費補助金変更（取下げ）承認申請書（様式第5号）を提出し、あらかじめ村長の承認を受けること。
- (3) 偽りその他の不正な手段により交付を受けた場合は、交付決定を取り消し、補助金の返還を求めることがある。

年 月 日

鮭川村長 様

申請者 住所
氏名
電話

印

令和2年度鮭川村住宅リフォーム総合支援事業費補助金変更（取下げ）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった令和2年度鮭川村住宅リフォーム総合支援事業費補助金を変更（取下げ）したいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更（取下げ）の理由
- 2 変更（取下げ）の内容

第 号
年 月 日

申請者
住所
氏名 様

鮭川村長 ⑩

令和2年度鮭川村住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付変更（取下げ）承認通知書

年 月 日付で申請のあった令和2年度鮭川村住宅リフォーム総合支援事業費補助金の変更（取下げ）については、下記のとおり承認します。

記

1 変更の内容

年 月 日

鮭川村長 様

申請者 住所
氏名 ⑩
電話

令和2年度鮭川村住宅リフォーム総合支援事業建築工事完了報告書

年 月 日付け農整第 号で交付決定のあった令和2年度鮭川村住宅リフォーム総合支援事業の建築工事が完了したので、関係書類を添えて提出します。

なお、提出した報告書の審査にあたり、本申請に関する個人情報等を関係機関に照会することについて同意します。

記

1 施工場所 鮭川村大字

2 工事期間 工事開始 年 月 日
工事完了 年 月 日

3 添付書類

- (1) リフォーム等耐震改修工事に要した費用に係る領収書の写し
- (2) リフォーム等耐震改修工事の施工写真（工事中及び工事完了後）
- (3) 耐震改修の場合 耐震改修後の耐震診断に基づく上部構造評点分かる書類
- (4) 村長が必要と認めた書類（ ）

第 年 月 日 号

申請者
住所
氏名 様

鮭川村長 印

令和2年度鮭川村住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで工事完了届のあった令和2年度鮭川村住宅リフォーム総合支援事業費補助金については、下記のとおりその額を確定したので、令和2年度鮭川村住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

補助金交付確定額 金 円

様式第9号（第12条関係）

令和2年度鮭川村住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付請求書

年 月 日

鮭川村長 様

交付対象者 住 所
氏 名 ⑩

年 月 日付け農整第 号で額の確定のあった令和2年度鮭川村住宅リフォーム総合支援事業費補助金を、下記のとおり請求する。

請求金額 金 円

振込先

農協	本店	普通
銀行	支店	当座
金庫	支所	

口座番号

口座名義（カナ）